

# 骨太方針2017・未来投資戦略2017における記載事項

平成29年9月25日

第45回 民間資金等活用事業推進委員会



内閣府 民間資金等活用事業推進室

# 「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)」

(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)①

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

### 2. 成長戦略の加速等

#### (6) 海外の成長市場との連携強化

##### ② 戦略的な輸出・観光促進(P.16)

(略)

観光を我が国の基幹産業へと成長させるため、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の外国人向けコンテンツの開発や受入体制の整備などによる新しい観光資源の開拓、国別戦略に基づくプロモーションの高度化、重要な国際学術会議などのMICE誘致、ビザの戦略的緩和と審査体制の整備等を推進する。また、羽田空港の飛行経路見直しやコンセプション等による空港の機能強化、官民連携による国際クルーズ拠点の形成、革新的な出入国審査などのCIQの計画的な物的・人的体制整備、上質な宿泊施設の拡充の促進、多様な民泊サービスの健全な普及を図る。さらに、通訳ガイドの質・量の充実、旅行商品の企画・手配を行うランドオペレーターの登録制度の導入、外国人患者受入れ体制やキャッシュレス環境の整備、観光地周辺の公共交通の充実や多言語対応等を推進する。

## 第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

### 3. 主要分野ごとの改革の取組

#### (2) 社会資本整備等

##### ① 基本的な考え方(P.36)

都市・まちの生産性向上を実現するため、インフラや土地等のストックを面で再生する仕組みを強化する。このため、改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行するとともに、コンパクト・プラス・ネットワークの形成、土地利用の再生、公的ストックの適正化、インフラ管理のスマート化を推進する。また、公共施設等の整備・運営に係る公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に沿って、PPP/PFIの普及を着実に推進する。さらに、既存施設の最大限の活用を図りつつ、成長力を強化する分野に重点化する。

# 「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)」

(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)②

## (2) 社会資本整備等(続き)

### ⑤ PPP/PFIの推進(P.38)

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

人口20万人以上の自治体をはじめ、実効ある優先的検討の運用、補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、未検討案件への支援の縮小、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等を通じて、案件形成を促進する。

同アクションプランにおいて「公的不動産」を重点的に進める分野と位置付け、複数施設の整備・運営等を一括して事業化する「バンドリング・広域化」の案件形成、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用等を推進する。

# 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)①

## 第1 ポイント

基本的考え方(成長戦略は、今どこにいて、何が求められているのか?)

(具体的な進め方)(P.3)

(略)

また、公共施設等運営権方式は、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能にし、民間企業に大きな市場と国際競争力のチャンスをもたらす。PPP/PFIの活用拡大に向け、重点分野毎の課題の解決を図るとともに、民間事業者の意見も踏まえたガイドラインづくりなど、政府横断的な推進体制を整備する。

## Ⅱ—(B)—4. 公的サービス・資産の民間開放 (P.32)

### 目指すべき社会像

国や地方公共団体が公共施設等の所有権を保有したまま運営を民間に委ねる公共施設等運営権方式の活用(2013～2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大。うち公共施設等運営権方式の活用は7兆円。)を通じ、道路、空港、上下水道など日本のあらゆるインフラについて、多様なノウハウを持つ民間の参加者が、官民の対話を前提に、絶え間なく参入して切磋琢磨しサービス水準と効率性の向上を両立させることに成功している。

### <変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(空港) 空港施設の自由なレイアウトにより、セキュリティゾーンでも出発直前まで見送り客と飲食・買い物が楽しめるなど、より快適・便利なサービスに生まれ変わっている。
- ・(上下水道) 地方公共団体の財源と職員が不足する中、民間による積極的なセンサーやシステムなどの最先端技術導入により、地方公共団体による適切なモニタリングを前提に、コスト抑制と長期的に適切な更新投資によるサービス向上等が行われている。
- ・(道路) パーキングエリアにおいて、民間事業者のノウハウや地域の資源をいかしたレストランの設置、物産展、各種イベントの開催等により、魅力が向上し、新たな利用者が増加している。

# 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)②

## 実現のために必要となる主要項目

### 需要が拡大する「成長対応分野」の公共施設等運営権方式導入の拡大

#### (残された課題)

- ・公共施設等運営権方式については、様々な法改正や法解釈明確化、ガイドラインの策定など、短期間で大胆な改革が進展。
- ・これにより、空港分野では昨年度までの集中強化期間中に設定された目標を達成しているが、今後、先行事例を踏まえた更なる横展開や、クルーズ船向け旅客ターミナル施設など新たな分野での導入拡大に向けた、制度面・運用面の課題が顕在化。

#### (主な取組)

- ・北海道における7空港(新千歳空港、函館空港、釧路空港、稚内空港、女満別空港、旭川空港、帯広空港)について、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、2019年までに運営権者選定を図る。
- ・公共施設等運営権方式について集中的に取組を強化する重点分野として、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設を新たに設定するとともに、先行事例の形成を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。

### 人口減少等需要が減少する「成熟対応分野」の公共施設等運営権方式導入の拡大

#### (残された課題)

- ・公共施設等運営権方式を活用する地方公共団体にとって、従来型発注方式から切り替えることについて、メリットが必ずしも実感できず、横展開が進んでいない。

#### (主な取組)

- ・上下水道分野における地方公共団体による案件形成支援のため、公共施設等運営権方式を導入する事業に係る地方債を運営権対価で繰上償還する際の特例的な支援について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限り、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感をなくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。

# 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)③

実現のために必要となる主要項目(続き)

## 推進体制の整備・運用のための施策

### (残された課題)

- ・事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを進める上で、官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していく体制等が不十分である。

### (主な取組)

- ・瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産の買い取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払いを約束することが可能となるよう、在るべき姿の検討を本年7月末までに行い、必要に応じ、次期通常国会までに所要の措置を講ずる。
- ・PFI事業の推進に当たり、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む。)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までに所要の措置を講ずる。

## 第2 具体的施策

### Ⅱ Society 5.0に向けた横割課題

#### B. 価値の最大化を後押しする仕組み

#### 4. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)(P.123)

##### (1) KPIの主な進捗状況

《KPI》「10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。」

⇒2013年度～2015年度の事業規模(2017年1月時点の数値)

- ・PPP/PFI事業:約9.1兆円
- ・公共施設等運営権方式を活用したPFI事業:約5.1兆円

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものである。こうしたことから、「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

そのため、公共施設等運営権方式が重点的に対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野(成長対応分野)」と「水道、下水道、有料道路、公営住宅、公営発電施設、工業用水道など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野(成熟対応分野)」に分類し、以下に掲げるそれぞれの分野特有の課題の解決を図る。

これにより、事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを構築し、納税者や利用者の立場に立って、公共サービス・資産の担い手を、官と民から適切に選択されるようにすることが重要である。

そして、この仕組みは官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していくことが重要である。そのためのガイドライン、改善メカニズムを含めた推進体制を整備し、運用していくための施策も併せて実施する。

# 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)⑤

## i) 成長対応分野で講ずべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権方式の活用については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、イコールフットイングの確保や特定地方管理空港運営者制度の活用のため必要な施策を実施し、アクションプランに掲げられた「5原則」に基づき、2019年までに運営権者選定を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。

## ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。
- ・水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わることを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要な措置を講ずる。
- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。

# 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)⑥

## ii) 成熟対応分野で講ずべき施策(続き)

- ・公営発電施設については、重点分野の指定と数値目標の設定について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行うことにより現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証するため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案の公募を本年中に実施する。

## iii) 推進体制の整備・運用のための施策

- ・官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI法について所要の措置を講ずる。
- ・上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- ・管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないようにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。
- ・運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- ・関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給すること)の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。

## iii)推進体制の整備・運用のための施策(続き)

- ・運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。

- ・公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までにPFI法について所要の措置を講ずる。

### ①ガイドライン化されたルールとの運用と遵守徹底

分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏まえてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組みであるべき。

### ②入口から出口までのハンズオン支援の実施

公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援できる仕組みであるべき。

### ③関係省庁との協議のワンストップ化

新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓口となる仕組みであるべき。

### ④PDCAサイクルの確立

全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン等に常に反映させることができる仕組みであるべき。

### ⑤管理者と運営権者の間での調整・仲裁機能の確保

公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞き、これを管理者に伝えることで、新たな取り組みを常に生み出せる仕組みであるべき。

- ・これらのほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。

- ・我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、事業者や投資家向けの説明会を開催する。

## Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

### 3. 観光・スポーツ・文化芸術

#### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 観光

#### ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

エ) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上(P.153)

- ・無電柱化の推進に関する法律や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく無電柱化を、PFI手法等も活用しつつ、推進する。

#### ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

カ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化(P.158)

- ・「訪日誘客支援空港」に対し、着陸料の割引・補助、CIQ施設整備等への支援を行い、新規就航・増便の促進、航空旅客の受入環境高度化を図る。また、北海道における複数空港の一体運営(コンセッション等)の実現に向け、本年中にマーケットサウンディング等を実施する。

##### ii) スポーツ産業の未来開拓

#### ① スポーツを核とした地域活性化(「スポーツ未来開拓プラン」の実行)(P.160)

- ・スポーツを核とした経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、スポーツのほか音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするスタジアム・アリーナ改革を進める。具体的には、スタジアム・アリーナのプロフィットセンター化に向け、地域のニーズに応じた専門家の派遣や、施設の効率的整備・運営に向けた公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの活用、施設の集客機能・利便性の向上に向けた高速無線LANや4K・8K等の高度な映像・配信技術等の活用、本年改正した都市公園法の制度の活用、ネーミングライツ(命名権)等による民間活力の導入促進、地域未来投資促進法の活用等を通じた地域経済を牽引する地域ぐるみ事業の集中的支援等を通じて、施設整備の計画策定や地域における官民連携に向けた支援を行う。